

平成21年6月8日

<問い合わせ先>

住宅局建築指導課

代表03-5253-8111

建築基準法関係告示（屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件）の一部改正に関する意見募集結果について

国土交通省では、平成17年7月26日から8月25日までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見については、取りまとめの便宜上、集約させていただきました。また、ご意見については、本改正案に直接関係する部分に限らせていただきました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしく願いいたします。

「建築基準法関係告示（屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件）の一部の改正方針」に寄せられたご意見の概要と国土交通省の考え方

寄せられたご意見の概要	国土交通省の考え方
○浄化槽の構造方法についての規定の一部を削除しても、告示条番号は従前のおりとしていただきたい。	○ご指摘を踏まえ、条ずれの措置は行わないこととしました。
○機械的に第 1 を削除すると問題がある。	○ご指摘のとおり、第 1 の規定の削除をすると、処理対象人員が、50 人以下の浄化槽が使いなくなるといった問題が生ずるので当該規定においては残すことが適当と考えられます。ただし、BODの除去率及びBOD濃度については、環境大臣が定める「浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準」と整合性を同じ観点から見返す必要があります。
○下水道の事業認可区域で第 4 が認められることはないので、削除するのが適当。	○ご指摘のとおり、下水道の事業認可区域で屎尿を単独に処理する浄化槽は設置できませんが、下水道法に規定する予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設についてはこの限りではないため、第 4 の規定は削除しません。
○第 1 を削除すると、50人槽以下の小型のものが亡くなる。	○ご指摘のとおり、第 1 の規定の削除をすると、処理対象人員が、50 人以下の浄化槽が使いなくなるといった問題が生ずるので当該規定においては残すことが適当と考えられます。ただし、BODの除去率及びBOD濃度については、環境大臣が定める「浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準」と整合性を同じ観点から見返す必要があります。